

# 石油連盟の大規模石油災害対応体制整備事業について

石油連盟 基盤整備・油濁対策部長 逸見行男

## 1 はじめに

油流出事故の対応の目安として、国際海事機関（IMO）、国際石油産業環境保全連盟（IPIECA）などは、段階的対応の指標（Tier 1、Tier 2、Tier 3）を示している。

- ・ Tier1（段階1 - 地場的対応）：当該事業所及び企業が保有する資機材で概ね対応が可能であり、必要に応じて近隣事業所の応援を求める。
- ・ Tier2（段階2 - 区域的対応）：当該企業のみでは対応が出来ず、近隣組織や地域の組織の協力を求める。
- ・ Tier3（段階3 - 国家的対応）：大規模流出で遠隔地域に広がってしまった事故で、政府、海上保安庁、地方自治体等が指導的な役割を果たす。

わが国の石油産業は、

- ・ Tier1（段階1）については、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」、「石油コンビナート等災害防止法」や企業の自主的な判断に基づいて、オイルフェンスや油処理剤などの油濁防除資機材を保有している。
- ・ Tier2（段階2）については、1973年1月に会員相互間の互助組織である海水油濁処理協力機構（海油協）を設立し、万一の石油流出事故発生に対して万全の対応体制を取っている。
- ・ Tier3（段階3）については、1989年3月のエクソン・バルディズ号事故を契機に、石油の流出に対する対応能力の強化と国際協力の必要性について国際的認識が高まり、経済産業省（旧：通商産業省）が、石油の安定供給を確保する観点から、国内外の大規模な石油流出災害に対応する体制の整備に関する事業への補助制度を1990年度の政府予算で創設した。石油連盟はこの補助制度を受けて「大規模石油災害対応体制整備事業」を推進している。

## 2 大規模石油災害対応体制整備事業

本事業は、「油濁防除資機材を備蓄し、大規模石油流出災害時に災害関係者などの要請により資機材の貸出しを行い、災害の拡大防止に貢献し、さらに国内外の大規模石油流出災害に対する対応体制の整備を図ることにより、わが国の石油の安定供給に資する」ことを目的としている。

このため、石油連盟は本事業において、

- ・ 「資機材整備事業」：油濁防除資機材を備蓄し、大規模な石油流出災害が発生した際に災害関係者などの要請に応じて資機材の貸出しを行う。
- ・ 「調査研究事業」：油流出災害に対する対策技術や対応体制などの調査、及び、より効果的な流出油処理技術などの研究開発を行う。
- ・ 「国際会議等開催事業」：実際に発生した大規模な石油流出災害への対応事例や最新の対策技術などをテーマに国内外の油濁対策専門家を招聘して情報・意見交換を行う。

等の事業を実施している。

### (1) 資機材整備事業

#### ① 資機材基地：

90年度から始めた本事業は、96年度末までに国内6ヵ所、海外5ヵ所の油濁防除資機材基地を整備した。国内の基地は、日本沿岸のどこで油濁事故が発生しても12時間以内に至近の港まで資機材を搬送できるように、国内6ヵ

所に分散して設置し、油濁防除資機材を備蓄、維持管理して貸出要請に備えている。海外の基地は中東から日本へのオイルルート上の主要地点5ヵ所に設置した。

そして新たに、2010年7月、北海道稚内市に、石油連盟油濁防除資機材第5号北海道基地稚内分所を設置した。サハリンIIプロジェクトの原油・LNG供給が平成20年12月から本格的に開始されたのに伴い、北海道周辺の漁業関係者等からの要請を受けて設置した。

国内資機材基地 (Domestic Stockpile Bases)



海外資機材基地 (Overseas Stockpile Bases)



②保有資機材：

この事業では、主に流出油を機械的に回収し、或いは海岸線の保護を効果的に行う観点から、油回収機、大型のオイルフェンス、一時貯蔵タンクなどの資機材を備蓄している。また、アラスカにおけるタンカー事故やアラビア湾の原油流出など大規模な災害の教訓を踏まえ、大型・高性能で世界的にポピュラーな資機材を保有している。また、全ての資機材について操作マニュアルビデオを作成し、貸出に備えている。

- ・オイルフェンス総延長（国内外基地合計）：36,190m
- ・油回収機総回収能力（国内外基地合計）：5,843kl/h

油除資機材基地の状況（24年3月末現在）

1 国内	石油連盟						
基地名	第1号東京湾基地	第2号瀬戸内基地	第3号伊勢湾基地	第4号日本海基地	第5号北海道基地	第5号北海道基地(種内分所)	第6号沖縄基地
配備資機材							
固形式オイルフェンス							
Solid 1150	7,040m	4,000m	2,080m	1,920m	1,920m	960m	2,080m
Boom Bag	200m	200m	200m	200m	200m		200m
充気式オイルフェンス							
Ro-Boom 1800	500m	500m	500m	500m	500m		500m
Ro-Boom 1800SPI						250m	
Ro-Boom 2200	—	250m	—	—	—		—
Deep Sea Boom	500m	500m	500m	500m	250m		—
Hd Sprint Boom	—	—	—	—	250m		500m
Uni Boom 800R	—	—	—	250m	250m		—
Uni Boom X1800	250m						
Vee Sweep	60m	60m	60m	60m	60m		60m
Beach Boom(ポリウレタン製)	320m	320m	320m	320m	320m		—
Beach Boom(ネオプレン製)							320m
カレントバスター	72m	—	72m	—	—	72m	—
ハーバーバスター							60m
流出油回収機							
Transrec 250	—	—	—	—	1基		—
Transrec 125	1基	—	—	—	—		—
ジャイアント・アウトバス	—	1基	—	—	—		—
URO 300	—	—	—	1基	—		—
Desmi Combination Skimmer	3基	2基	3基	2基	2基	1基	3基
GT 185-8	—	2基	2基	—	—		—
Komara 40	—	2基	2基	—	—		2基
Komara 12K	4基	4基	4基	4基	4基		4基
Komara Star	—	2基	4基	2基	2基		—
DIP402 VOSS	—	—	1基	—	—		1基
Lamor LWS50	2基	—	—	2基	2基	1基	—
移送ポンプシステム	1基	1基	1基	1基	1基		1基
ピーナクリナー							
Mini Vac System	6基	6基	6基	6基	6基	2基	6基
回収油バージ							
25t	1基	1基	1基	1基	1基		1基
75t	—	2基	—	—	—		—
100t	—	—	—	—	2基		—
オイルバッグ							
50tタイプ	1基	1基	1基	1基	1基		1基
200tタイプ	2基	1基	—	2基	—		—
ロータンク	1基	1基	1基	1基	1基		1基
仮設タンク							
1.5tタイプ	6基	6基	6基	6基	6基		6基
5tタイプ	6基	6基	6基	6基	6基		6基
10tタイプ	24基	24基	24基	24基	24基	6基	24基
緊急排出ポンプ	—	—	—	—	1基		—
油水分離機	2基	2基	2基	2基	2基		2基
トレルテント	1基	1基	1基	1基	1基		1基
可搬式照明器具	2基	2基	2基	2基	2基		2基
油播機材	60袋	60袋	60袋	60袋	60袋	60袋	60袋
所在地	千葉県市原市 千種海岸1番地 極東石油工業(株) 千葉製油所内	岡山県倉敷市 児島宇野津 宇長島新田2203番地1 JX日鉱日石エネルギー(株) 水島製油所 第2原油基地内	三重県四日市市 霞1番地22 コスモ石油(株) 四日市製油所 環境安全室	新潟県新潟市東区 平和町3番5 昭和シェル石油(株) 新潟石油製品輸入基地内	北海道室蘭市 陣屋町1丁目172番地 JX日鉱日石エネルギー(株) 室蘭製油所内	北海道稚内市 新末広町2 稚内市役所所有末広埠頭 上屋2号内	沖縄県うるま市 与那城平安座6510番地 沖縄石油(株)内
設置時期	平成3年11月	平成4年9月	平成5年3月	平成5年9月	平成6年10月	平成22年7月	平成7年3月
現場保管者	極東石油工業(株) 千葉製油所 環境安全部	JX日鉱日石エネルギー(株) 水島製油所 環境安全室	コスモ石油(株) 四日市製油所 環境安全室	昭和シェル石油(株) 新潟石油製品輸入基地	JX日鉱日石エネルギー(株) 室蘭製油所 環境安全G	稚内港運(株)	沖縄石油(株)
連絡先	TEL 0436-23-9420 FAX 0436-23-9308	086-458-2551 086-458-2501	0593-54-8745 0593-54-8770	025-274-4141 025-274-4144	0143-55-1168 0143-55-1172	0162-22-3233 0162-22-4402	098-977-8112 098-977-8007
夜間・休日	TEL 0436-23-9370 FAX 0436-23-9440	086-458-2528(正門警務) 086-458-4020(正門警務)	0593-54-8746 0593-54-8770	025-274-4141 025-275-3003(機1F)	0143-55-1170 0143-55-1172	080-1895-8197 0162-22-4402	098-977-8111 098-977-8007
維持管理会社(特約協力会社)	極東石油工業(株) 千葉製油所 環境安全部	(株)ニッタンマリンサービス	コスモ海運(株) 四日市事業所 業務部	平和汽船(株) 新潟事務所	(株)栗林商会 エネオス事業部	稚内港運(株)	共和マリン・サービス(株)
連絡先	TEL 0436-23-9424 FAX 0436-23-9440	086-455-5361 086-456-3329	0593-51-1331 0593-54-0723	025-274-4148 025-274-4882	0143-55-8562 0143-55-8208	0162-22-3233 0162-22-4402	098-977-7710 098-977-7725

2. 海外

石油連盟

基地名	海外1号マラッカ海峡 シンガポール基地	海外2号アラビア湾 サウジアラビア基地	海外3号マラッカ海峡 マレーシア基地	海外4号アラビア湾 アブダビ基地	海外5号基地 インドネシア基地
<b>配備資機材</b> 充気式オイルフェンス Hi-sprint 1500 Hd Sprint Boom Ro-Boom 1800	-  1,000m	250m 750m -	- 750m 750m	- 500m 500m	1,000m  -
<b>流出油回収機</b> Desmi250 Desmi Combination Skimmer GT 185-6 Lamor LWS50 ビーチクリーナー Power Vac Mini Vac	- 3基 - 1基 - 2基 8基	- 1基 1基 2基 - 2基 8基	- 1基 - 3基 2基 8基	1基 2基 - 1基 2基 8基	-  4基  2基  8基
<b>仮設タンク</b> 10t	8基	8基	8基	8基	8基
<b>所在地</b>	Singapore Oil Spill Response Centre Pte Ltd 59, Shipyard Road, Jurong, Singapore 628143	Al-Khafji Joint Operations Al-Khafji, 31971 Kingdom of Saudi Arabia (P.O.Box 256)	Nippon Express Malaysia Sdn. Bhd. Port Klang Ocean Cargo Branch Lot 7, Lebu Sultan Mohamed 1,Kawasan, Perusahaan Selat Klang Utara, 42000 Pelabuhan Klang, Selangor Darul Ehsan, Malaysia	Abu Dhabi Oil Co. Ltd. Abu Dhabi, United Arab Emirates (P.O.Box 630)	JL Raya Cakung Cilincing Kav. 14 Cakung-Timur, Cakung, Jakarta 13910 Indonesia
<b>設置時期</b>	平成5年3月	平成6年3月	平成6年3月	平成7年3月	平成8年3月
<b>現場保管者</b>  <b>担当部署</b>  <b>連絡先</b> TEL FAX <b>夜間・休日</b> TEL	SEMCO Salvage & Marine  Singapore Oil Spill Response Centre Pte Ltd  +65-62650177 +65-62644190 +65-62650177	カフジ・ジョイント・オペレーションズ   966-3-766-0555 966-3-766-2776	日本通運マレーシアSdn. Bhd. ポートクラン海運貨物支店  60-3-3176-2194 60-3-3176-2198	アブダビ石油(株) アブダビ鉱業所 業務部  971-2-666-1100 971-2-665-0483	PT. Nittsu Lemo Indonesia Logistik (Agents NIPPON EXPRESS CO., LTD)  62-21-46823912 62-21-46823910
<b>維持管理会社(特約協力会社)</b> <b>担当部署</b>  <b>連絡先</b> TEL FAX	SEMCO Salvage & Marine Singapore Oil Spill Response Centre Pte Ltd  +65-62650177 +65-62644190	カフジ・ジョイント・オペレーションズ  966-3-766-0555 966-3-766-2776	SEMCO Salvage & Marine Singapore Oil Spill Response Centre Pte Ltd  +65-62650177 +65-62644190	LAMNALCO GROUP Marine & Offshore Services  +971-6 5692111 +971-6 5691275	SEMCO Salvage & Marine Singapore Oil Spill Response Centre Pte Ltd  +65-62650177 +65-62644190

<主な保有資機材>



充気式オイルフェンス Hd スプリント・ブーム  
(パイコム社、英国)



充気式オイルフェンス ローブーム 1800  
(デスミ・ロークリーン社、デンマーク)



油回収機トランスレック 125  
(フラモ社、ノルウェー)



油回収機 デスミ・コンビネーションスキマー  
(デスミ・ロークリーン社、デンマーク)



油回収機 LWS 50  
(Lamor 社、フィンランド)



ビーチクリーナー ミニバックシステム  
(パイコム社、英国)



仮設タンク (9 トンタイプ)  
(ファストエンジニアリング社、英国)

③資機材の貸出し実績：

これまで、国内外の事故の対応に対し累計で26回貸出しを行った。(国内事故13回、海外事故13回)。

「主な資機材貸出実績」

項目	事故例	船籍	船主	トン数	事故発生日	場所	事故原因	積荷油種・量	流出油量	石運貸出し機材	出荷基地	貸出先
1.	シープリンス号事故	キプロス籍タンカー	船主/荷主・湖南石油(韓国)	27.5万DWT	1995年7月23日15:58時	韓国麗水南方所里島南端	座礁	混合アラビア原油8万トン及びバンカー油1400トンのうち、当初700トンのバンカー、後STS中相当量の原油とバンカーが流出		充気式オイルフェンス1000m油回収機2基 (DESMI-250,GT-185) ビーチクリナー2基 仮設タンク8基	2号瀬戸内基地	UK P&Iクラブ
2.	ナホトカ号事故	ロシア籍タンカー	船主 Prisco Traffic (ロシア)	1.96万DWT	1997年1月2日02:50時	島根県隠岐島北北東106km付近	破断	重油 (Medium Fuel Oil) 1.9万トンのうち6240klが流出		固形式オイルフェンス8640m 充気式オイルフェンス4700m 油回収機26基 (DESMI-250 GT-185, Komara 12K) ビーチクリナー12基 仮設タンク104基	国内全6基地	UK P&Iクラブ、電力会社、自治体(府県)
3.	ダイヤモンドグレース号事故	パナマ籍タンカー	パナマ籍日本郵船子会社(パナマ法人)	26万DWT	1997年7月2日10:20時頃	東京湾 横浜沖中ノ瀬航路	触底	ウムシャフ原油30.5万klのうち1550kl流出		固形式オイルフェンス9920m 充気式オイルフェンス1250m 油回収機2基(GT-185) 仮設タンク10基	1号東京湾基地 4号日本海基地	荷主(三菱石油)
4.	エボikos号事故	キプロス籍タンカー	船主 Liquimar Tankers (ギリシャ)	14万DWT	1997年10月15日20:57時頃(現地時間)	シンガポール海峡 プコム島南方セバロック島の南約5km	衝突	バンカー油13万トンのうち2.9万トンが流出		充気式オイルフェンス3000m 油回収機12基 (DESMI-250, GT-185) ビーチクリナー6基 仮設タンク24基 (シンガポール、マレーシア、インドネシア各基地全保有資機材)	海外1号シンガポール3号マレーシア5号インドネシアの各基地	UK P&Iクラブ
5.	UAEバージPONTON300事故	不詳	不詳	4230GT	1998年1月6日	アラブ首長国連邦(UAE) アジュマン沖9km	浸水沈没	積荷の燃料油8000トンのうち5000トン以上が流出(後8000トンに見直し)		充気式オイルフェンス1000m 油回収機4基(DESMI-250) ビーチクリナー2基 仮設タンク2基 (UAE基地全資機材)	海外4号アブダビ基地	アブダビ国営石油会社(ADONC)
6.	ナツナ・シー号事故	パナマ籍タンカー	船主 Dolphin Bay Navigation	8.99万DWT (5.1万GT)	2000年10月3日06:15時頃(現地時間)	シンガポール海峡 バツ・バハンティ(インドネシア領海)	座礁	積荷ナイルブレンド原油のうち約7000トンが流出(タンク4基が故障)		充気式オイルフェンス1000m 油回収機4基(DESMI-250) ビーチクリナー2基 仮設タンク8基 シンガポール基地の全資機材	海外1号シンガポール基地 基地から直接バージに	運行社Tanker Pacific Management これにLondon P&Iクラブが連署
7.	タンカー座礁事故	シンガポール籍タンカー	-	-	2000年11月21日	シンガポール海峡	座礁	燃料油(915トン)が流出の可能性		油回収機2基 (DESMI-250,GT-185) ビーチクリナー4基 仮設タンク16基	6号沖繩基地	第11管区海上保安本部
8.	ADNOCへの資機材貸出	-	-	-	2001年4月7日	ルワイス油田(UAE)	火災	ジュベル・ダナ原油出荷施設からの流出の可能性		充気式オイルフェンス250m 油回収機1基 (DESMI-250) 仮設タンク2基	海外4号アブダビ基地	アブダビ国営石油会社(ADNOC)
9.	Zainab号沈没事故	イラク籍タンカー	-	-	2001年4月15日	ジュベル・アリ(UAE北方海域)	沈没	500トンの原油が流出		充気式オイルフェンス750m 油回収機3基 (DESMI-250) ビーチクリナー2基 仮設タンク6基	海外4号アブダビ基地	アブダビ国営石油会社(ADNOC)
10.	タンカー衝突事故	英国籍タンカー	Concordia Maritime	44万DWT	2002年3月25日	フジャイル沖(UAE)	衝突	満載した原油流出の可能性		充気式オイルフェンス1000m 油回収機4基 (DESMI-250) ビーチクリナー2基 仮設タンク8基	海外4号アブダビ基地	アブダビ国営石油会社(ADNOC)
11.	フート油田の漏洩事故	-	-	-	2002年9月25日	フート油田(サウジアラビア)	漏洩事故	フート油田からの原油流出の可能性		充気式オイルフェンス500m 油回収機2基 (GT-185)	海外2号サウジアラビア基地	Khafi Joint Operation
12.	ブンガ・ケラナ3号事故	マレーシア籍タンカー	AET Shipmanagement	10.5万DWT	2010年5月25日	チャング・イーストより南東13km	衝突	原油約2500トン流出		充気式オイルフェンス1000m 油回収機4基 (コンビネーションスキマー、DESMI-250)	海外1号シンガポール基地	AET Shipmanagement

最近の資機材の貸出し実績(2010年度)については、

- ・2010年5月、シンガポール海峡においてタンカーと貨物船が衝突し、タンカーから2,500トンの原油が流出した際、マレーシアの国営石油会社(ペトロナス)の関連会社であるタンカー会社から油防除資機材の貸出し依頼を受け、海外第1号シンガポール基地から、オイルフェンス(1,000m)と油回収機4基を貸出した。
- ・2010年10月、南西石油(株)西原製油所B#1棧橋においてタンカーが棧橋に衝突し、同タンカーから46klのC重油が流出した。この油流出事故に関連し、石油連盟は、南西石油(株)から油防除資機材の貸し出し依頼を受け、沖繩基地から、オイルフェンス5セット、ビーチクリナー2機、コンテナ4基及び仮設タンク2個を貸し出した。
- ・2011年3月11日(金)に発生した東日本大震災により、JX日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所(宮城県仙台市宮城野区港五丁目1番1号)では全装置が緊急停止するとともに、15時45分には津波により冠水に至った。

---

以上のような一連の被災の中、津波あるいは激しい揺れの影響により、重質油が構内施設より流出した。この油流出事故に関連し、石油連盟はJX日鉱日石エネルギー株式会社から油濁防除資機材の貸出要請を受け、4号日本海基地（新潟市）及び2号瀬戸内基地から、ミニバックシステム（6基）、仮設タンク（10基）及びコマラスター（4基）を貸し出した。

#### ④資機材の貸出し方法：

大規模石油災害時に、災害関係者の要請によって、「石油連盟油濁防除資機材貸出約款」手続きに基づき、資機材を無償で貸出す。貸出は、事故の態様から見て、自らの保有する油濁防除資機材のみをもってしては対応が困難と見られる場合に、追加的資機材として要請により実施するもので、原則的には内外基地とも各基地での引渡しを原則としている。ただ現実的には、貸出しを要請する事故原因者等が自ら輸送手段を手配して基地に来ることは、緊急事態であっても困難を伴うため、石油連盟は要請に応じて輸送業者を斡旋し、更に貸出し資機材の運転指導員の派遣も斡旋する。

##### [貸出しの条件]

- (a) 資機材の貸出しは無償
- (b) 資機材輸送及び防除活動などの費用は借主の負担
- (c) 貸出した資機材は、借主が当該資機材を現状回復し、返却可能
- (d) 資機材の返却は、原則として3ヶ月以内

#### ⑤資機材操作訓練：

本事業の整備資機材は、外国製品が多く大型・高性能の新機種であるので、迅速・円滑な対応のためには、関係者がこれらの資機材の使用に習熟する訓練が必要となる。石油連盟では、国内基地設置地域の海上保安部及び地域防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加する一方、各基地において周辺の石油連盟加盟会社及びその他の油濁対応担当者、防災担当者などを対象に、定期的に資機材の操作を中心とする訓練コースを開催している。また、現場指揮者などの専門家を養成するため、石油連盟基地関係者などを対象に海外の油濁防除専門組織に派遣している。また、海上保安庁及び基地設置国の国営石油会社などと合同流出油防除訓練も実施している。

##### (a) 「実地操作訓練」

- ・目的：資機材を操作できる要員を増やすため
- ・対象：石油連盟加盟会社及びその他の油濁対応担当者、防災担当者
- ・内容：油濁対策の基礎知識を教え、資機材の操作方法を習得させる
- ・実績（2012年3月末現在）：国内外で88回開催、訓練修了者1,680人

##### (b) 「総合習熟訓練」

- ・目的：資機材操作の熟練度を高めるため
- ・対象：石油連盟基地関係者
- ・内容：多種多様な資機材を海上等において、より効率的な油回収が可能となるよう、総合的な形で使用方法を習熟させる。また、海外の高度な戦略的現場指揮方法を習得させる

##### (c) 「合同訓練」

- ・目的：他組織との連携防除作業の熟練度を高めるため
- ・対象：石油連盟基地関係者
- ・内容：大きな事故を想定し、他の組織と合同で防除作業を行う
- ・相手：国内では、海上保安庁等、海外では国営石油会社（ADNOC、Saudi Aramco等）



実地操作訓練



総合習熟訓練



合同訓練

## (2) 調査研究事業

大規模な油流出災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるためには、適切な対応計画に基づく防除策の採用が重要である。石油連盟は、資機材、人材等を効果的に使うために緊急時計画策定で必要となる情報を提供することを目的に各種の調査研究をしている。現在、流出油の挙動を予測する拡散・漂流予測モデルの改良と維持管理、油処理剤の使用に関する実験研究及びこれまでの調査研究から得られた成果をもとに油濁防除支援ツールの製作等を行っている。

流出油拡散・漂流予測モデルの最新バージョンでは、長期予報風速データを利用する長期予測対応、海流データの修正機能、脆弱海域データ編集機能等を改良したシミュレーションモデルを作成した。

モデルは、日本沿岸を対象海域とする日本沿岸海域版、サハリン油田を視野に入れたオホーツク海域版、マラッカ・シンガポール海峡を対象海域とする東南アジア海域版及びアラビア湾を含むアラビア海域版の4種類がある。

長期予測対応は、週間予測（8日程度）を可能とするもので、外洋の事故等で漂着が2日以上かかる場合に有効である。また、平成10年度からはより精緻かつ操作が単純な簡易操作版（過去7日間～予想7日間の計14日間に対応）の開発に着手しており、現在までに東京湾・伊勢湾・瀬戸内海・鹿児島湾・北海道沿岸域（南西海域）に対応している。

石油連盟では、油濁対策に役立てるため、当分の間、使用希望者に同ソフトを無償でダウンロード提供している。

（詳細は油濁対策のホームページを参照）

## (3) 国際会議開催等事業

大規模な石油流出災害への対応には、海外における新たな防除技術の情報、国際協力や世界規模での地域協力体制の構築、油濁に関する国際条約及び油濁損害に対する補償制度の動き、油濁事故の海洋環境への影響など様々な情報収集が必要である。

このため、これらの分野に関する関係者や第一線の専門家を招聘し、知識の吸収と人的交流の拡大を図るとともに、緊急時における資機材と知識の有効な活用を図ることを目的に毎年国際シンポジウムを開催してきた。

（国際シンポジウムのテキストは過去の開催分を含め油濁対策のホームページで公開）

また、海外で開催される国際会議等において、大規模石油災害対応体制整備事業の内容について説明し、関係者の理解を求めるとともに、世界的な人的ネットワークの形成に努めている。

これまでに開催した国際シンポジウムのメイン・テーマを列記すれば以下の通りである。

- 第 1 回 (1995 年) 「国際協力と石油産業の取組み」
- 第 2 回 (1996 年) 「OPRC 条約時代における石油油濁防除資機材基地の有効活用」
- 第 3 回 (1997 年) 「ナホトカ号事故対応の教訓を生かすために」
- 第 4 回 (1998 年) 「最近のシンガポール海峡及びベルシャ湾における油濁事故と石油連盟の関わりあい」
- 第 5 回 (2000 年) 「大規模油濁事故への対応と実効的な訓練の実施のために」
- 第 6 回 (2001 年) 「主要各国の油流出対応体制の変遷と最近の油濁補償体制の動き」
- 第 7 回 (2002 年) 「油流出対応のための多様な試み」
- 第 8 回 (2003 年) 「タンカー事故：周辺国の蒙る被害と課題」
- 第 9 回 (2004 年) 「プレステージ号事故以後の油流出対応における新しい局面」
- 第 10 回 (2005 年) 「寒冷地における石油輸送と油濁対応」
- 第 11 回 (2006 年) 「広域油流出対応体制における戦略の変化」
- 第 12 回 (2007 年) 「油流出のリスク…その変遷」
- 第 13 回 (2008 年) 「油および化学物質流出事故に対する準備と対応への国際的取組み」
- 第 14 回 (2010 年) 「油濁事故対応の現実と訓練・演習とのギャップ」
- 第 15 回 (2012 年) 「大規模油流出事故への準備」

(ワークショップ)

- 第 1 回 (2009 年) 「油流出への準備と対応—東アジア海域の事例—」
- 第 2 回 (2011 年) 「大規模な油流出—新たなる脅威」



2011年ワークショップ



2012年シンポジウム

### 3 今後の方向と課題

石油連盟は、国内外の大規模石油災害に対する対応体制の整備を図り、もってわが国の石油の安定供給に資するため、本事業を展開してきた。これまで、資機材の貸出し回数はすでに 26 回を数え、指導員の派遣についても成果をあげて、借主からは感謝の言葉が多く寄せられている。また、拡散・漂流予測モデルも、油濁に関する各方面から高い評価を得て、内閣危機管理室でも採用されている。また、国際シンポジウムを通じて、世界の油濁防除組織、専門家と世界的な人的ネットワークを構築してきた。今後、このような方向は維持しつつ、マンネリ化を避け、緊急時の対応を更に充実・強化できるよう挑戦を続けることがこの事業を推進する石油連盟の課題である。



# 北海道における油濁事故発生時の組織的対応状況について

北海道漁業環境保全対策本部  
事務局長 石川 清

北海道は、日本海、太平洋、オホーツク海の三つの海に囲まれており、海岸線の延長は日本全体の9%を占めている。周辺海域は、対馬暖流、津軽暖流、親潮、東樺太寒流等が取り巻いており、一部に磯焼けなどの問題はあるつつも、多種多様な魚種に恵まれている。

この豊かな海の北海道の漁業生産量は日本全体の25%、生産額では20%にも上る。主要な魚種は、生産額から見ると、サケ・マス、ホタテ、コンブ等となっている。



資源の豊富な北海道による漁業だが、環境汚染との戦いの歴史がある

北海道は、豊かな資源に恵まれてはいるが、環境汚染と無縁だったわけではない。また、すべての水産資源量が常に変動無く安定していたわけでもなかった。このためからか、北海道では、漁場環境を保全するために、かなり以前から、海洋環境保全はもとより、内陸での環境保全活動も行われてきている。これは、主要な魚種であるサケ・マスが河川を遡上、産卵し、その稚魚が海に下っていくため、河川環境の保全が重要であったことと、河川環境を守ることが海域への汚染物質の流出を防止することを意識していたためと思われる。漁業者は、サケ稚魚が健康に河川を下って北洋への長旅に出て行けるように、また、3~4年かけてホタテ貝が大きく成長できるように、漁獲までの間、河川や海域の環境保全に努力している。



サケの増養殖施設のふ化場



サケの稚魚

北海道は、農業王国でもある。また、かつては石炭を始めてとして多くの鉱山が存在しており、大きい森林面積の中で営林作業も各地で行われている。これらの生産活動に付随して、道内の内陸には様々な水質汚濁源があることになる。さらに、広い道内では、社会資本整備のために、道路、農地、河川等の工事が続いており、工事の濁水流出による河川、海域の汚濁も続いている。この他にも、工場排水、家畜の糞尿、濁水など、河川や海域を汚濁する原因は多種多様であり、河川のみならず、前浜や海域の魚介類に影響を与えることもある。さらには、海域での油流出による事故も漁業被害を招く原因となっている。

これらの汚濁源からの漁業被害を防ぐために、北海道の漁業関係者は、現地調査や環境分析を自ら行うだけでなく、環境保全のための要請活動を行政や関係団体に対して行っている。また、豊かな漁場環境を守るために、自らも環境保全活動の一環として、漁協女性部が中心となって、山に木を植える植樹活動を昭和 63 年から 25 年以上も続けている。この植樹活動は、国際森林年であった昨年に、生物多様性保全活動として表彰された。



北海道漁協女性部による植樹活動

多くの汚濁源の中でも、内陸や船舶からの油流出による魚類斃死、着臭による漁業被害については、原因者が特定できない場合があり、また、特定できても、国籍の壁や被害補償能力の欠如等により、漁業者が泣き寝入りをする事例が多く、問題となっている。

かつては、北海道沿岸でサンマ漁を行う台湾漁船の座礁事故、船骸放置による油流出が、道東のコンブ、ウニ、シシャモ等の漁業に打撃を与えた事故が頻発していた。また、放置船の撤去についても地元負担による撤去となることが多く、問題となっていた。

これら外国漁船の日本近海での事故については、2005 年以降に外国籍船の国内港入港に対して、船主責任保険への加入が義務づけられたことにより、油流出事故、座礁事故、船骸放置事故での未補償、低額補償での漁業損害は減少していった。一方、居眠り、怠慢、注意不足などによる座礁事故、北部北海道沿岸での密漁船とおぼしき外国籍船の座礁事故、油流出事故、船骸放置が増加していった。これらの船の中には、無国籍船や無保険船も含まれており、PI 保険に加入していても、補償能力不足、支払い拒否などにより、漁業被害が十分に補償されないこともある。



平成 20 年 利尻島における油濁事故



平成 18 年 礼文島における油濁事故

これらの船舶事故、油流出事故が起こった場合の対応の流れを見てみると、次のとおりである。

船舶事故では、海上保安部（署）での航跡監視などで座礁が確認されることが多いが、監視海域外では、沿岸住民や漁業者の発見による通報が多い。油流出事故では、沿岸住民や漁業者の発見による通報が多い。これらの情報は、海上保安部（署）、警察、市町村、北海道内各振興局に伝えられる。また、北海道開発局、北海道運輸局などの国関係機関にも共有される。これらの各団体は、地域の排出油防除協議会の会員であり、協議会の会員である漁協にも伝達される。これらの情報伝達網は、行政機関が中心となっており、行政処分や公的な社会資本への被害に及んだ場合の補償に対しては十分に機能すると思われるが、漁業被害のような民事の分野に及ぶと、行政処分とは異なってくるため、漁業者は行政機関の協力を得つつも独自の努力をしなければならない場合が多い。

例を挙げれば、座礁船はいち早く離礁させる必要があるが、周辺に油を流出させたり、周辺の漁具を破損したまま、離礁、移動、帰国されては、補償交渉を行う時間もなくなってしまう。入国査証が無ければ、即時国外退去が原則ではあろうが、漁業者には補償交渉の時間が必要になる。該船に入国の予定があれば、船舶代理店、荷主の協力が得られることもあるが、そうでない場合には交渉は困難を極める。船舶関連事故は海上保安部（署）が取り調べの担当となるので、後の補償交渉に必要な協力を得られるように、日常からの連携が必要となる。

油流出の場合は、状況がやや異なってくる。海上での油流出は海上保安部（署）が担当となるが、原因が内陸からの油流出であれば、担当機関が変わってくる。港湾か、道路か、下水道か、河川か、国管理か、道管理か、町村管理か、場合によっては、管理責任のなすりつけ合いになる場合もある。内陸のある事例では、河川脇の道路に流出した油を消防と道路管理者が道路から処理剤と水で即時に洗い流し、その油が上水取水口上流の河川に流出したという事例がある。管理区分を明確にしすぎた対応であり、河川管理者、下流利水者、漁業者が被害を被った例である。

いずれの場合も、最下流の漁業者が被害を被ることに変わりはなく、漁業者が協力を仰ぐ行政機関は、海から川から道路から山林に至るまで、数多く存在している。

さて、漁協に船舶事故、油流出事故の発生が伝えられた場合には、現地での対策協議も必要であるが、漁業被害への対策に向けて漁協独自の対応も必要になる。まずは、漁協連合会への連絡が必要になる。北海道では、北海道漁業環境保全対策本部という環境対策専門組織があり、漁協連合会と協力しながら、情報収集と必要となる協力要請に当たる。まずは、全漁連への連絡、または油流出の場合であれば、油濁対策機構への連絡が必要になる。ここで、全漁連、油濁対策機構の専門家と顧問弁護士の指示を仰ぐことにより、水産庁関係部署の協力も得ながら、現地で必要となる作業の確認を行う必要がある。詳細は省略するが、船舶事故であれば、船籍証書の入手や、現認証、支払保証書の獲得などが必要になり、油流出事故を伴う場合には、被害拡大を防ぐために油濁対策専門家の指導を仰ぐ必要もある。現地の行政機関や排出油防除協議会の会員内だけで防除できない油流出事故の場合には、石油連盟などの協力を得て、油防除資機材の借用が必要になる場合も想定される。



石油連盟の5号基地稚内分所の油回収資機材



これらの大型タンカー、LNG 運搬船の安全航行対策は、狹隘な海峡で漁労活動を行っている漁船の安全航行に必須であり、また、これら大型船と他の船舶の衝突による油流出を伴う事故の回避は、近隣海域の漁業被害を防止する上で重要である。また、サハリン島南部のプリゴロドノエ港にある原油ターミナルからの油流出事故があった場合には、油が北海道北岸に漂着することが懸念されており、ターミナルの油防除対策も重要課題となっている。



輸出ターミナル

サハリン1及びサハリン2の原油掘削基地はサハリン島北部であるが、北海道からは遠いものの、風評被害も含めて、サハリン島全体での油流出事故は北海道漁業への影響が懸念されている。

これらの外国領土での環境汚染については、外交問題であるため、外国政府と外務省の情報伝達が重要である。北海道庁もサハリン州政府との覚書により情報の入手が可能となっている。しかし、中央官庁の情報は、各々の省庁で情報の確認作業を経ながら他の組織に伝達されるため、伝達に時間がかかるという問題がある。サハリンでの油流出事故に関しては関係省庁連絡会議が設置されているが、大規模な事故が頻発しなければ、伝達訓練が常時行われるわけではない。また、地元の北海道への情報の流れは、サハリンエナジー社、外務省、海上保安庁、第一管区海上保安本部、関係行政機関となっており、現地で油防除の先頭に立つべき、第一管区海上保安本部や北海道庁への連絡には時間がかかる事が想定される。まして、民間の漁業関係者への情報伝達はいつになるか見当もつかない状態である。

これに対して、地元北海道では、第一管区海上保安本部が中心となり、サハリンエナジー社と日本側出資事業者、LNG 運搬船運航会社で構成する「サハリン・プロジェクトとタンカー輸送に関する安全・防災協議会」を事務局として設置し、年2回の会合を開催する中で、情報収集と航行安全啓発を行う活動を行っている。



サハリン・プロジェクトとタンカー輸送に関する安全・防災協議会の様子

北海道では、2006年に知床半島南側の斜里町に油まみれの海鳥が大量に漂着するという事件が起きた。この油については北海道沿岸で漂着油が確認されなかったことから北部のサハリン島周辺での油流出が想定された。北海道漁業環境保全対策本部では、衛星写真等の解析からサハリンでの油流出があったと関係機関に確認を依頼したが、外交の壁を越えた事実の確認は困難を極めた。この時の反省から、サハリン油田対策には、行政機関の情報収集以外に、漁業関係者も自ら情報を収集すべきとの意見があり、その結果として、北海道漁業環境保全対策本部はサハリンエナジー社との交渉の中で、書簡交換により、情報共有の依頼を行い、エナジー社の了解を得ることができた。このことは、漁業者がいち早く情報を入手できると共に漁場の油防除に対する敏速な対応が可能になったこととなり、漁獲物に対する安全性の確保にも繋がってきている。



北海道漁業環境保全対策本部とサハリンエナジー社による協力体制の構築

このように、国内沿岸の事故であっても、外国での事故であっても、行政機関の情報伝達、共有体制の整備と共に、漁業関係者への情報伝達、情報共有体制の確保が必要であり、また、そのために日常的に関係行政機関と漁業関係者の密接な関係確保が重要となっている。

さらには、自らの生産の場である漁場の油防除は漁業者自らが行うという気概と、そのための日常的な訓練も必要である。

往々にして、事故への備えは事故直後には必要性が認識されるが、事故の記憶が薄れると事故への備えに対する意識が希薄となる。

サハリン関連でお世話になっている、ある海上保安官の名刺には、こんな言葉が印刷してある。

「居安思危 思則有備 有備無患」

「安きに居て危きを思う 思えばすなわち備えあり 備えあれば患い無し」

日常的な備えが必要である。油濁対策機構の油防除講習会は、北海道での備えの一つとして、十分に役立っていることを感謝している。



講習会における水槽実験の様子



講習会における海上実技の様子



## 海洋汚染の現状とその防止対策

海上保安庁警備救難部 刑事課  
環境防災課

地球表面の7割にも及ぶ青い海は、多くの命を育み、私たちに豊かな心を与えてくれる貴重な財産です。

海は汚れを自分で浄化する偉大な力を持っていますが、その力には限りがあり、一度汚れた海を元どおりの青い海にすることは容易ではありません。今日、国の内外を問わず環境に対する関心が高まり、国や地方公共団体、民間ボランティア団体が一体となり海洋環境保全のための様々な取組が行われています。

しかし、我が国周辺海域における油や有害液体物質の海上への排出、廃船・廃棄物の不法投棄等による海洋汚染は、依然として後を絶たない状況にあります。

海上保安庁では、海洋環境の保全のため、「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、巡視船艇や航空機により我が国周辺海域における油、有害液体物質及び廃棄物等による海洋汚染の監視取締りを実施するとともに、海上保安協力員等の民間ボランティア、一般市民の方々による緊急通報用電話番号「118番」等への通報を基に調査・確認・取締りを行うことにより、海洋汚染の実態を把握し、海洋汚染の未然防止に努めています。

また、海事・漁業関係者等を対象とした油や有害液体物質等の排出防止、廃棄物や廃船等の不法投棄防止のための講習会の開催や、海洋環境保全思想の普及を図るため、一般市民を対象とした海洋環境保全講習会等を実施しています。

この成果は、毎年「海洋汚染の現状」として広報すると共に、海上保安庁ホームページ (<http://www.kaiho.mlit.go.jp>) にも掲載しています。

平成23年における海洋汚染の現状と防止対策は次のとおりです。

### I 海洋汚染の発生確認件数

海上保安庁が平成23年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の発生確認件数は391件で、前年(477件)に比べ86件減少しました。(図1参照)

#### 1 油による汚染

海洋汚染の発生件数のうち油による汚染の発生確認件数は256件で、前年(300件)と比

図1 海洋汚染の発生確認件数の推移

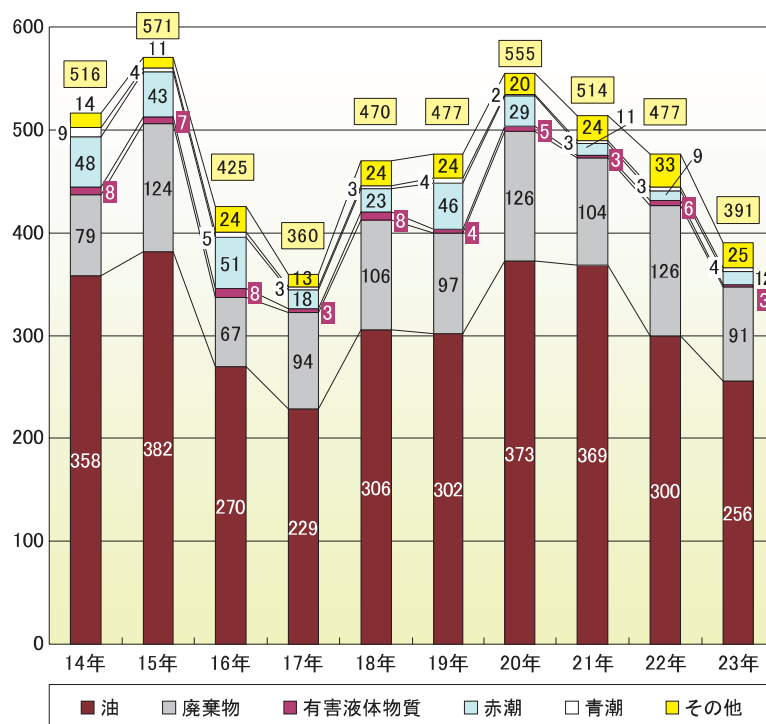


図2 海域区分図

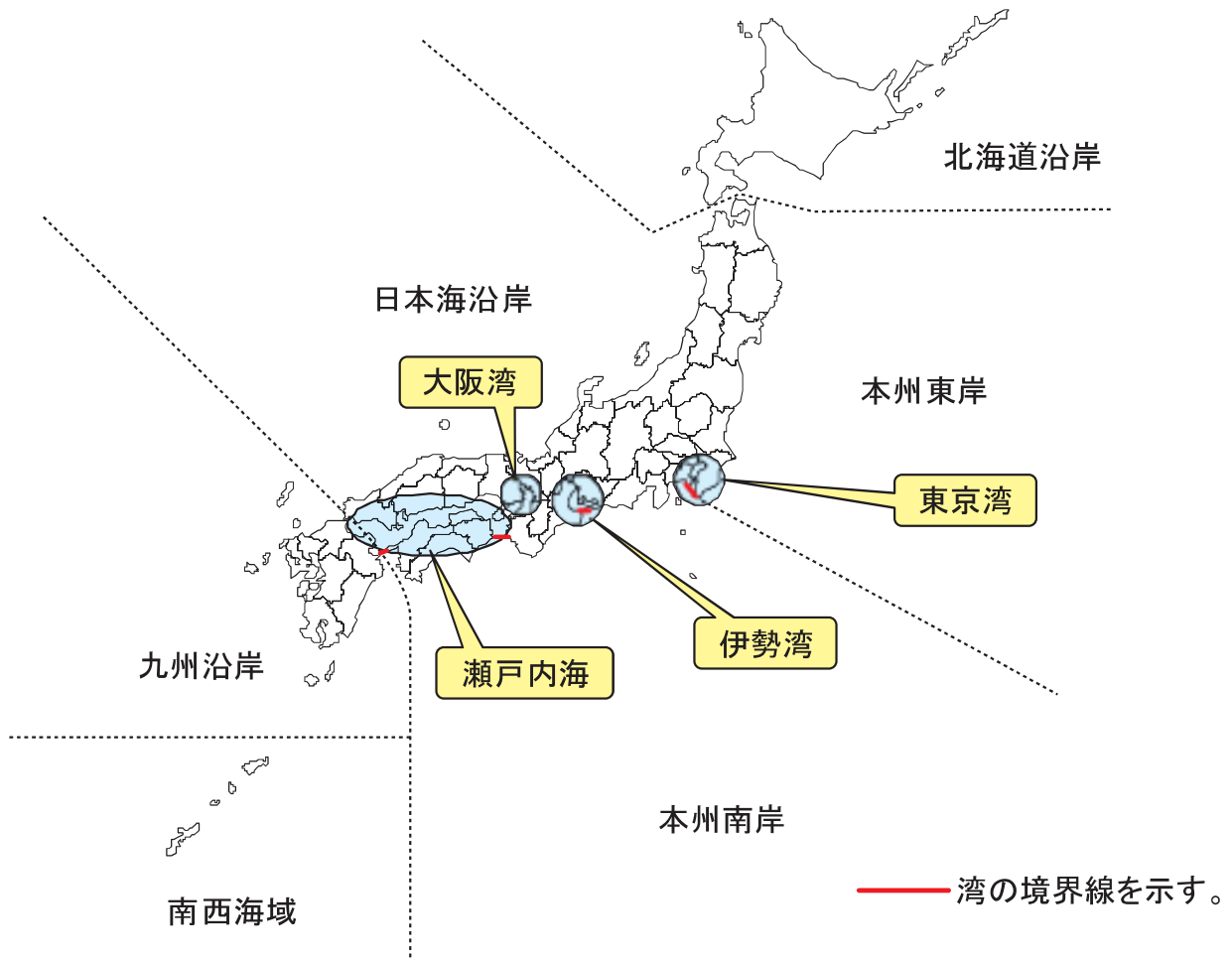
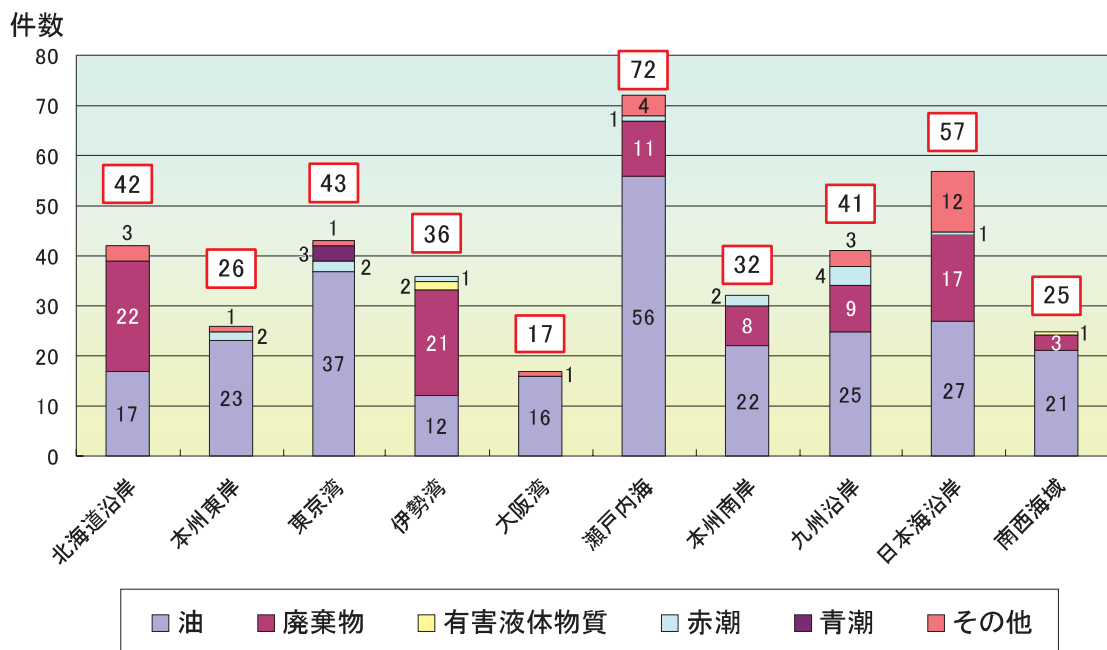


図3 海域別の海洋汚染発生確認件数（平成23年）





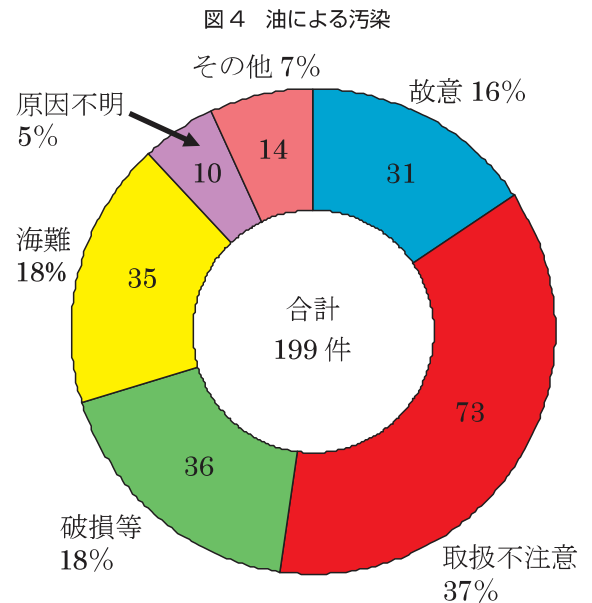
べて44件減少しました。

汚染物質別に見ると、油によるものが一番多く、全体の65%を占めています。

これを海域別に見てみると瀬戸内海が72件（前年も80件で瀬戸内海が最多）と最も多く、次いで日本海沿岸が57件（前年は78件で北海道沿岸）となっています。（図2、3参照）

また、油による汚染を原因別に見ると、発生源が判明している199件のうち、取扱不注意によるものが73件（前年99件）と最も多く、全体の37%を占めています。

次いで破損等によるものが36件（前年42件）、海難によるものが35件（前年52件）と続きます。（図4参照）



## 2 赤潮\*・青潮\*

海洋汚染の発生確認件数のうち、赤潮の発生確認件数は13件で前年（9件）と比べて4件増加しました。

この件数は、海洋汚染の発生確認件数全体の約3%を占めています。

海域別に見ると、赤潮の発生件数が最も多いのは九州沿岸で、4件確認されています。

また、青潮の発生確認件数は3件で、前年と同数でした。

青潮は全て東京湾で確認されています。



## 3 油、赤潮・青潮以外のものによる汚染

油、赤潮・青潮以外のものによる汚染の発生確認件数は119件で、前年（165件）と比べて46件減少しています。

汚染物質別の件数を見ると、廃棄物によるものが91件（前年126件）と最も多く、その他に有害液体物質、工場排水、その他（一般廃棄物、廃船等）等による汚染が確認されています。

排出源別に見ると、陸上からのものが91件（前年132件）で全体の76%を占め、船舶からのものが18件（前年32件）で全体の15%を占めています。

原因別に見ると、故意によるものが110件で前年（140件）に比べ30件減少し、全体の92%を占めています。



\* 赤潮…海水中のプランクトンの異常増殖によって海水が変色する現象です。赤潮は海水や湖沼が富栄養化し、水温や光量などの条件が整うと発生します。魚介類の大量死を引き起こすことがあります。

\* 青潮…海水中の溶存酸素が少なく硫化イオンの多い層が浮上することで海面の色が乳青色や乳白色に見える現象です。こうした層は海底付近で過剰な有機物が細菌に分解されることによってできます。その水塊には溶存酸素が少ないため魚介類の大量死を引き起こすことがあります。

## II 海洋汚染の防止対策

### 1 海洋環境保全指導・啓発活動

海洋汚染の発生原因は、人為的要因によるものが多数を占めているため、海洋汚染を防止するためには、国民一人一人の海洋環境の保全に関する意識の高揚が必要不可欠です。

このため、海上保安庁では、一般市民や海事・漁業関係者が海洋環境保全の大切さを認識し、海洋環境の保全活動を推進していくことを目的として、海洋環境保全講習会等の海洋環境保全指導・啓発活動を実施しています。

特に「環境の日」(6月5日)を含む、毎年6月を海洋環境保全推進月間とし、海事・漁業関係者を対象として海洋環境保全講習会や訪船指導、訪問指導等を全国で集中的に実施しています。

また、子供たちを含む一般市民を対象として海洋環境保全思想の普及、啓発を目的とした海洋環境保全教室、ボランティア団体と協働した活動も実施しています。

平成23年における主な活動の実施状況は次のとおりです。

海洋環境保全講習会	189回(8,164名)
海洋環境保全教室	248回(12,017名)
訪船指導	2,842隻
訪問指導	1,213か所

これら活動のほか、今年で第13回目を数える、子供達に綺麗な海を守るための大切さを理解してもらうための「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」の実施、各種イベントの開催、海洋環境保全コーナーの設置等、広く一般市民を対象とした啓発活動も行っています。

### 2 海洋環境保全のための監視取締り

海上保安庁では、海洋汚染を防止し、美しい海を守るために、巡視船艇・航空機により、我が国周辺の広大な海域において発生する海洋汚染の監視取締りを行っています。

海上保安庁が平成23年に送致した海上環境関係法令違反件数は593件でした。

送致件数の内訳は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」という。)違反が409件で違反件数全体の69%と大半を占め、そのうち廃船の不法投棄が最も多く127件となっています。

これに次いで、船舶からの油の不法排出が125件であり、このうち故意による油の排出が33件、過失による油の排出が93件でした。

### 3 外国船舶による海洋汚染の防止対策

海上保安庁が平成23年に、我が国周辺海域において確認した海洋汚染発生確認件数391件のうち、外国船舶に



第12回未来に残そう青い海・図画コンクール(中学生の部)において海上保安庁長官賞を受賞した加藤美紀さん(岐阜県)の作品を元に作成した海洋環境保全推進用のポスター



【海洋環境保全思想普及のための環境紙芝居】

よる海洋汚染の発生件数は34件（前年37件）でした。

外国船舶による海洋汚染のほとんどが油によるものでした。

また、船舶に起因する海洋汚染発生確認件数181件（前年234件）のうち、外国船舶の占める割合は19%（前年16%）でした。

これを海域別にみると、我が国領海内で発生した汚染は27件（前年28件）、領海外（排他的経済水域又は公海）で発生した汚染は5件（前年8件）となっています。

外国船舶からの油による海洋汚染の原因としては、破損によるものが10件で全体の約29%を占めています。

このため訪船指導や立入検査の際には、積極的に外国船舶の乗組員に対し、関係法令の周知・徹底、海洋汚染の未然防止のための具体的な対策を講じるよう指導を行っています。（図5参照）



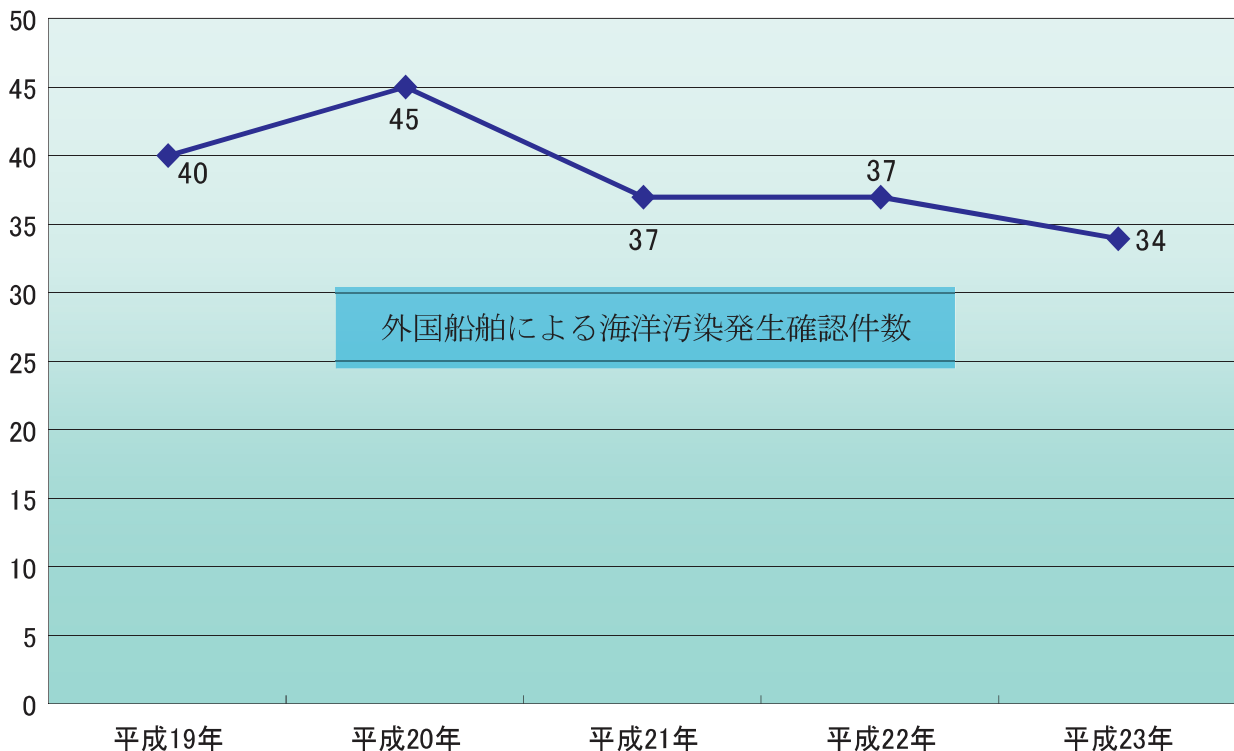
【訪船指導の様子】

#### 4 今後の取り組み

環境保全の意識が高まる中、依然として処理費用の軽減や設備不良による船舶からの油等の不法排出や臨海工場からの汚水の不法排出は後を絶たず、その形態も、夜間航行中の船舶からの排出・投棄など、潜在化、悪質巧妙化が進む傾向にあります。

このため、引き続き関係機関、防犯団体、ボランティア団体や地域住民等と連携を深めていくとともに、緊急通報用電話番号「118番」を活用したきめ細かい情報収集体制の構築を行うほか、巡視船艇・航空機を有効活用し、海陸空一体となった海洋汚染の取締りに努めていきます。

図5 外国船舶による海洋汚染発生確認件数の推移



### Ⅲ 主な海洋汚染事例

#### 1 油を不法排出した中国籍貨物船乗組員を検挙

平成 23 年 11 月 14 日午後 1 時 41 分頃、沖縄県南方海上において、監視飛行中の那覇航空基地航空機が、油を排出しながら航行している中国籍貨物船「JIA CHANG」（総トン数 35,884 トン 乗組員 24 名）を発見しました。

第十一管区海上保安本部は、機関室船底に溜まった油分 232 リットルを含むビルジを故意に不法排出した四等機関士を、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反容疑で検挙しました。



#### 2 汚水を排出していた染物工場の工場長等を検挙

平成 23 年 6 月、高松海上保安部は、染物工場において、処理経費節減のために汚水の処理工程を飛ばし、化学的酸素要求量等が排出基準を 2～4 倍超過した汚水を排水口から瀬戸内海に不法排出していた工場長等 2 名を、水質汚濁防止法違反容疑で検挙しました。

#### 3 海岸に廃棄物を投棄していた漁業者 2 名を検挙

平成 23 年 11 月、浦河海上保安署は、平成 23 年 1 月から 11 月にかけて、処理経費を省くために漁業活動で発生した魚の死骸等の廃棄物約 2.2 トンを海岸に不法投棄していた漁業者を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反容疑で検挙しました。

なお、投棄された廃棄物については、投棄者により適正処理されています。

### Ⅳ おわりに

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、

- 国民の海洋環境保全意識の高揚を図り、海洋汚染を未然に防止することを目的とした「指導・啓発活動」
- 各法令違反を摘発し、原状回復を図る「監視取締り」
- 海洋汚染の現状を把握し、海洋汚染防止対策を講じること及び国民の皆様方に提供・周知することを目的とした「海洋環境保全講習会」
- ボランティア（海上保安協力員等）との協働による「海洋環境保全推進活動」

という手法を組み合わせることで、海洋環境保全対策に取り組んでいます。

海洋汚染を防止するため、その対象を一般の方々にまで広げ、海洋環境保全講習会、啓発用資料（パンフレット、リーフレット）の配付等の様々な活動を、ボランティアの方々と共に積極的に展開しておりますが、海洋環境保全のためには、皆様のご理解とご協力が必要不可欠であることはいうまでもありません。

今後とも、海上保安庁が開催する各種イベントや講習会等に参加して頂くとともに、油の流出や廃棄物の不法投棄をはじめとする海洋汚染を発見した際の「118 番」通報に、ご協力をよろしくお願いいたします。

# 平成24年度漁場環境保全・被害対策関係予算の概要

水産庁増殖推進部漁場資源課

現在、漁場資源課では、大きく分けて「漁場環境保全・被害対策関係」と「資源調査等関係」の2つの分野の事業を推進しております。

ここでは、平成24年度「漁場環境保全・被害対策関係」予算を中心に、概要について、簡単にご紹介いたします。

## ○漁場油濁被害対策費（継続：補助事業）

53,444 (58,632) 千円

海上油等流出事故については、海上交通の安全対策や陸上施設の安全管理等について、関係省庁等により未然防止対策を講じてきており、漁場油濁被害件数も減少傾向にあります。依然として事故が無くなるには至っておりません。事故発生による被害漁業者の救済に備えるため、以下の内容で事業を実施します。

### 1. 防除・清掃事業

原因者不明の漁場油濁被害に対して、被害の拡大防止のために漁業者が実施した防除・清掃費用を支弁します。

### 2. 審査認定事業

認定審査会の運営を行うとともに、漁場油濁による漁業被害の額の認定等を行います。

### 3. 油濁被害防止対策事業

①油汚染防除に速やかに対応できる現場の指導者を育成するため、必要な基礎知識及び対応策について、実技指導を含めた講習会を開催します。

②油濁事故の初期における的確な対応を可能とするために、油防除・海上防災の専門家を確保し、要請に応じ現地に専門家を派遣します。

このほか、原因者は判明しているが、原因者による防除措置等が行われない漁場油濁に対して、被害の拡大防止のために漁業者が実施した防除・清掃費用を支弁する「特定防除事業」により被害漁業者の救済に備えています。

## ○漁場環境・生物多様性保全総合対策事業（継続）

272,702 (313,928) 千円

### 1. 漁場環境・生物多様性評価手法等開発事業

（継続：委託事業） 98,395 (122,994) 千円

漁業の生産性を維持しながら生物多様性を維持・保全するために漁場環境の面からの対策を総合的に検討します。

また、水産に関連する生態系の中でも特に多様性の低下が問題となっている沿岸生態系（亜寒帯、温帯、亜熱帯海域）に着目し、生物多様性の指標化・定量化手法を開発するとともに持続的漁業生産に配慮した生物多様性維持機能向上手法の開発を行います。さらに、近年漁場環境への影響が懸念されている代替防汚剤をはじめとする化学物質について、生物多様性や生態系への有害性や蓄積実態を調査します。

### 2. 赤潮・貧酸素水塊漁業被害防止対策事業

（継続：委託事業） 83,833 (88,246) 千円

近年進行しつつある海洋環境の変動に伴い、新たに問題となる有害赤潮やノリの色落ち被害を及ぼすケイ藻プランクトンを含む植物プランクトンの分布拡大を防止するため発生機構の解明や広域的な監視体制を確立、今後発生が予想される海域の追加及び赤潮発生に迅速な対応をするための臨時的な採水及び採水試料分析の実施を行います。

また、近年多発化・大規模化しつつある貧酸素水塊の発生機構の解明と予測技術を確立するとともに、広域かつ総合的な赤潮の監視を推進するための赤潮情報等ネットワークシステムの高度化を図ります。

### 3. 希少水生生物保全事業（継続：委託事業）

7,612 (9,515) 千円

希少水生生物の保全を図るため、その資源状況調査データの総合的分析及び保全手法の開発を行います。

### 4. 海洋生物多様性国際動向調査事業

（継続：委託事業） 9,548 (10,051) 千円

生物多様性条約締約国会議における海洋保護区を含む海洋管理に関する議論、ワシントン条約における海産種に係る附属書掲載提案を含む漁業管理に関連する技術的事項に対応するため、国内外の専門家による当該国際議論の動向・提案の背景と妥当性の詳細な調査・分析、漁業活動への影響の評価、国際的な対応体制の構築及び普及啓発を行います。

5. 沿岸域環境診断手法開発事業（継続：委託事業）  
17,411（24,276）千円

漁場環境の悪化がみられる我が国周辺の沿岸域において、健全な海洋環境の維持、改善に資するため、沿岸域をタイプ別に分類し、環境診断に用いる検証項目の抽出及び沿岸域に生息する生物の飼育実験を実施することにより、環境診断手法を開発します。

6. 赤潮・貧酸素水塊漁業被害防止対策事業  
（継続：補助事業） 55,903（58,846）千円

現在、赤潮・貧酸素水塊発生を自動で連続観測するために海中に固定設置しているクロロフィルや溶存酸素濃度を計測するセンサーを備えた観測機器について、自動昇降及び付着生物の影響除去技術の開発を行います。また、漁場環境の悪化した海域に人工的にカキ礁を敷設し、カキ礁の水質浄化機能を利用した漁業環境改善技術開発に対し支援を行います。

○漁場機能維持管理事業のうち漁場漂流・漂着物対策促進事業（拡充：補助事業） 48,730（60,912）千円

（1）漂流・漂着物発生源対策等普及事業

漁業系資材のリサイクル手法の技術開発の成果の普及、現場での実証試験やコンサルティングを行うとともに、発生源対策の一環として使用済漁業系資材の実態把握及び適正な管理・処理処分法の検討について支援します。

さらに、漁業系資材廃棄物を固形燃料に加工し、水産一次加工用のボイラーや乾燥機などの燃料として活用するための技術開発を行う。

（2）漁場漂流・漂着物対策促進事業

流木などの大型漂流物やドラム缶など内容物が不明な容器が漂流物である場合に漁場からの回収、処分を専門業者に依頼する費用及び漂流物による被害の著しい漁場において漁業活動中に回収した漂流物等を処分するための費用の一部を助成します。

○有害生物漁業被害防止総合対策事業

（継続：補助事業） 577,840（722,300）千円

1. 大型クラゲ国際共同調査事業

日中韓の国際的枠組みの下で、東シナ海及び黄海における大型クラゲのモニタリング調査、出現予測シミュレーション技術の精度向上のための技術開発、科学情報の共有等を行うことを支援します。

2. 有害生物出現調査及び情報提供事業

我が国近海域における大型クラゲ等の有害生物の出現状況を把握するとともに、これらの有害生物の出現情報や出現予測情報を漁業関係者に提供することを支援します。

3. 改良漁具等の導入促進事業

漁連、漁協及び漁業生産組合等が行う大型クラゲ等の有害生物の混獲及びこれらの有害生物による漁具の破損を回避するための改良漁具等の導入に要する経費を助成します。

4. 有害生物駆除事業

漁連、漁協及び漁業生産組合等が行う大型クラゲ等の有害生物の駆除に要する経費を助成します。

5. 有害生物陸上処理事業

漁連、漁協及び漁業生産組合等が行う陸揚げされた大型クラゲ等の有害生物の処理及び有効利用に要する経費を助成します。

6. 有害生物被害軽減実証事業

トドについて、効果的な追い払い手法の実証試験、効果的な忌避手法の開発、出現実態や生態の把握を行うことを支援します。

〔東日本大震災復旧・復興水産資源回復対策〕

復興庁計上

○漁場復旧対策支援事業（継続：補助事業）

7,884,480（0）千円

東日本大震災により相当量の瓦礫が海中に流出し漁場に大きな被害が発生したところ。早期の漁場再開に向けて1次補正予算及び3次補正予算において、漁場における漂流物・堆積物等の回収処理を支援するため漁場復旧対策支援事業を措置したところです。

本格的な漁業の復興に向けて、平成23年度に引き続き、操業を再開した漁船が操業中に回収した瓦礫の処理への支援、底びき網漁船等による広域的な瓦礫等の回収処理の支援等を行うとともに、瓦礫撤去と同時に藻場・干潟等や沿岸漁場の回復状況、沿岸漁場の環

境負荷状況の調査を早急を実施し、漁場生産力の回復に必要な基礎的情報を収集・分析等を実施します。

(1) 漁場漂流物回収処理事業

漁場に大量の倒壊した家屋の瓦礫等様々な漂流物等の回収処理を行います。

(2) 漁場堆積物除去事業

漁場に堆積している倒壊した家屋の瓦礫等を把握するための海底調査及び回収処理を行います。

(3) 漁場生産力回復支援事業

操業中に回収した瓦礫の処理への支援、沖合漁場における底びき網漁船等による広域的な瓦礫等の回収処理を行います。

(4) 被害漁場環境調査事業

瓦礫撤去後の藻場・干潟等などの沿岸漁場の回復状況等について調査を実施し、収集・分析等を行うとともに、沿岸漁場や養殖場の環境負荷状況を把握し、有害物質による沿岸域の生態系へ与える影響を調査します。

○放射性物質影響調査推進事業（新規：委託事業）

285,779(0) 千円

福島第1原子力発電所の事故による放射性物質の海洋への流出により、これまで暫定基準値を超える放射性物質が一部の水産物で検出され、生産者はもとより、国民の水産物への不安が増大しています。

福島原子力発電所沖を含む東日本の沿岸・沖合海域は親潮及び黒潮の影響の下に極めて生産性の高い海域であり、当該海域が福島原子力発電所の事故による放射性物質の流出により、いかなる影響を受けるかを調査していくことは日本の水産業にとって極めて重要です。

水産物の放射性物質が暫定規制値を超過した場合、原子力災害対策本部が行う出荷制限・摂取制限の指示の対象になりますが、回遊性魚種等の大臣管理漁業については、農林水産大臣に対して指示が発出されることになります。

このため、回遊性魚種等の大臣管理漁業で漁獲される種について放射性物質調査を実施します。



◆◇◆ 水産庁のホームページにおいても  
平成24年度の予算概要をご覧いただけます ◆◇◆

農林水産省ホームページ《平成24年度補助事業》

<http://www.maff.go.jp/j/aid/hozyo/2012/suisan/index.html>



# 一寸一息

## 足元にある歴史

当事務所の目の前を「春日通り」が走っていて、文京区春日町という地名もあるのに、地名の由来など考えてみたこともありませんでした。以前から、事務所から少し離れた春日通りの奥まったところに、何やら古めいたお寺のような施設があって、気にはなっていたけれど、ついつい見る事もなく、そのままになっていました。最近、昼の食事に出掛けたときに、ようやくこの古めいたお寺のような施設をのぞいてみると、週日でもあり、人は少なく林が多いので、少し薄暗い。そこは、「麟祥院」(リンショウイン)とあり、調べたところ、どうやら臨済宗妙心寺派の寺のようです。入口に「春日局」(カスガノツボネ)を説明した立て札があり、何と墓があるという。恐る恐る奥の方へ入ると、ありました。写真のとおりで、春日局の菩提寺でした。



そこで、皆様、よくご存じの方も多いたと思いますが、ちょっと歴史を調べてみると。

「春日局」は、当時の朝廷からもらった称号であり、本名は「齋藤福」(サイトウ-フク、1579年-1643年、安土桃山時代から江戸時代初期)。父は美濃(現在の岐阜県南部の旧国名)の名門武家の齋藤利三(トシミツ)で、明智光秀の重臣であり、本能寺の変で主君と共に織田信長を討ったものの、

後に豊臣秀吉に敗れ、処刑された。娘の福は、その後、母方の親戚に当たる公家の三条西公国(サンジョウニシ-キンクニ)に養育されたため、書道、歌道、香道等の素養を身に着けることができたと言われます。豊臣にとっては逆賊の娘ということになりますが、その後、徳川の時代になると、敵の敵は味方ということで光が当たります。当時は、将軍の子は乳母に教育させるのが普通で、春日局は天然痘を患った後、回復していて、天然痘に免疫があるとされ、家柄、教養等も考慮して乳母には最適ということになり、徳川2代将軍「秀忠」の子、竹千代(後の徳川3代将軍「家光」)の乳母に抜擢されます。このようにして、信任を得て、大奥を任され、その組織を確立していくとともに、旺盛な権力を握ることになりました。また、領地もあったことから、付近の町名が春日町となったり、春日通りという道路の名称になったようです。

春日局を取り上げた作品は、小説では平岩弓枝の「火宅の人-春日局-」など、映画では十朱幸代主演の「女帝-春日局-」、NHKでも1989年に大原麗子等主演の大河ドラマ「春日局」などがあります。最近では同じくNHKの大河ドラマ「江-姫たちの戦国-」にも出ました。

昔から女性は強いのでしょうか。

女帝なら我が家にも約1名いるのですが。

-F-

(地下鉄春日駅付近の礒川公園内にある春日局の銅像)



なお、簡単に調べたものなので、間違いがあればお許しを。



## 海と渚環境美化・油濁対策機構の平成23年度の事業概要

平成23年度事業計画に基づき、海洋環境保全のための活動として、海と渚の清掃活動普及啓発事業をはじめ、海洋・海岸環境の保全・整備のための活動支援、調査に積極的に取り組むとともに、漂流・漂着ゴミや海底ゴミに関する現状把握調査、また、これらのゴミの発生源となる漁業系廃棄物の適正な処理や再資源化のための事業を実施した。加えて、海と渚の環境美化、保全活動の普及・啓発のために多くの人々に対して海と渚環境美化推進基金への募金を呼びかけた。

一方、原因者不明の漁場油濁事故に対する漁業被害救済事業及び防除・清掃事業、また、原因者は判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われないことにより、被害漁業者等が自ら漁場油濁の拡大の防止作業及び汚染漁場の清掃作業を実施した場合、それらに要した費用の支弁を行うとともに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため漁業者が行った防除措置及び清掃作業に要した費用の総額のうち、船舶の所有者等の責任の限度額を超えた費用の支弁を行う特定防除事業並びに漁場油濁の被害防止に関する調査啓発事業等を実施した。

### <環境美化関連事業>

#### 1 海と渚の清掃活動普及啓発事業

海と渚の環境美化活動を推進するため、ボランティア団体等が行う海と渚の清掃活動に対し、清掃資機材を提供して海と渚のクリーンアップ運動の全国的展開を図った。

また、当機構のインターネットのホームページ等を活用して、海と渚の海浜清掃活動、海洋生物の保護及び海岸・海洋環境の保全等に関する情報を提供した。

#### ア 海と渚の清掃活動への呼びかけ及び支援事業

海と渚の環境美化運動の全国的な展開をより効率的に推進するため、全国各地で海浜利用が活発となる「海の日」に併せて海浜等の一斉清掃を次の組織を中心とする様々な団体に対して呼びかけた。

(ア) 会員団体・企業が推薦するグループ

(イ) 各県及び各漁協の推薦するグループ

(ウ) 海と渚環境美化推進委員会が推薦するグループ

また、全国各地で海浜利用が活発となる「海の日」を中心に海浜清掃等を行っている漁協、NPO、ボランティア及び市民団体等の様々なグループに対してゴミ袋の配布を募り、提供した。

加えて、台風の襲来、低気圧の通過、大雨の後等の随時の海浜清掃に対し、周年を通じて必要な資機材を提供した。今年度は全国140カ所に自然物用ごみ袋34万枚、人工物用ごみ袋25万枚を配布した。

なお、自然物用ごみ袋34万枚のうち、15万枚はJFマリンバンクからの提供を受け、全国の漁連を通じ漁協グループに配布した。

#### イ 活動の普及・啓発

当機構が行う諸事業との連携を図りつつ、海と渚の環境保全の重要性について意識の高揚に努めるため、海づくり大会と連動して以下のとおり「全国一斉海浜清掃旗揚げ式」を行った。

7月24日(日)早朝、当機構が主催し、全国豊かな海づくり大会鳥取県実行委員会と共催、また水産庁、鳥取県の協力の下に鳥取県鳥取市鳥取港賀露西浜海岸(賀露みなと海水浴場周辺)で、第31回全国豊かな海づくり大会のイベントとして、「全国一斉海浜清掃旗揚げ式」を挙行し、全国津々浦々に向けて海浜等の清掃活動を呼びかけた。

旗揚げ式は、朝8時から2時間程度様々な市民団体、ボランティアグループなど約300人が参加し、海岸清掃を行った。

#### 2 海洋・海岸環境保全整備活動促進事業

##### ア 環境・生態系維持・保全活動等調査事業(海の羽根基金事業)

地域住民及びNPO、漁協等が行う海浜等の清掃活動に関し、全国の関係都道府県を通じアンケート調査を実施した。また、漁業者が参加した植樹活動や環境保全の取り組みの実態等についても、同様のアンケー

ト調査を実施した。

### イ 環境・生態系保全活動支援事業（なぎさの環境基金事業）

海と渚の環境美化や藻場、干潟、サンゴ礁、ヨシ帯等の機能の維持・回復を図るため、次世代の環境保全を担う人材の育成と沿岸域の環境保全を目指す団体などが実施するプロジェクトに助成することとし、今年度は神奈川県横浜市で小学生を対象に東京湾の生き物ふれあい教室を開催している「磯遊び研究会」及び大分県中津市でカブトガニ産卵地でもある中津干潟の現状調査を行っている「水辺に遊ぶ会」の2団体へ支援を行った。

### ウ 東日本大震災復旧支援事業

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地において、復旧・復興のため、支援事業を行った。

岩手県山田町では、津波で海岸に打ち上げられた養殖いかだ用の発泡スチロール製フロートの処分について、協力を求められた。打ち上げられた発泡スチロール製フロートを固形燃料（RPF）の原料とする事業で使用している機材を山田町に搬送し、使用方法の指導、RPF製造業者への仲介等の支援を行った。

また、岩手県釜石市では、漁協と協力して、海底がれきの撤去活動をしている「海をつくる会」に支援した。

### 3 漂流・漂着物発生源対策等普及事業（水産庁補助事業）

漁業系資材による漂流・漂着物の発生源対策の一環として使用済漁業系資材の実態把握及び適正な管理・処理処分方法について検討し、また、水産庁のリサイクル手法の普及、現場での実証試験やコンサルティングを行う事業をマリノフォーラム21と共同で実施した。当機構は発泡スチロール製フロート処理の実証試験によるコスト削減及びコンサルティングによる処理の普及等を担当した。実施は広島県江田島市、長崎県佐世保市において、それぞれ約1週間の期間実証試験及びコンサルティングを行った。

### 4 海藻（アオサ）の肥料化による農業等への有効利用促進事業

近年、大量発生が問題となっているアオサを原料とした海藻肥料を開発、製造するとともに、海藻肥料の有効性について検討した。しかしながら、23年度はアオサが肥料化するほど発生せず、海藻肥料の開発、製

造試験は、実施できなかった。一方で、22年度に製造したアオサ肥料を用い、圃場において、作物（トマト）による海藻肥料の有効性、肥料の施肥量及び施肥時期などについての栽培実験を行い、化学肥料と同等の有効性を示す結果を得た。

### 5 漂流・漂着ゴミ状況把握調査（民間請負事業）

漂着ゴミの回収・処理を適切に進めていくために、環境省の海岸に漂着するゴミの現存量・分布を把握する調査事業を受けている民間企業から、全国の市町村及び全国の漁港管理者に対する海岸清掃、海底清掃に関するアンケート調査を受託し実施した。

### 6 漁業系資材再利用モデル事業（民間とのモデル事業）

鹿児島県東町漁協から申し入れがあり、当機構と共同で養殖用資材を産業廃棄物として処理業者に処分依頼するのではなく、処理コストを削減しつつ、固形燃料（RPF）の原料として、漁業者自らが作業し、搬出手配等をするシステムについて、事業を実施した。

### 7 海と渚環境美化推進基金への募金呼びかけ

「海と渚環境美化推進基金」の運用益及び「海と羽根」募金、「なぎさの環境基金」募金により得られた資金で、海洋・海岸環境保全整備活動促進事業を行っていくために「海の羽根」募金運動及び「なぎさの環境基金」募金運動の推進を広く呼びかけた。

#### ア 海の羽根募金への呼びかけ

海と渚の環境美化活動を全国的な運動として展開し、推進を図るため、「海の羽根募金」への募金をお願いした。特に海浜の清掃美化活動が盛んとなる「海の日」等を中心に、会員、個人、団体及び法人等関係方面に広く募金を呼びかけた。

また、ホームページ、機関誌「メッセージ海と渚」等により海の羽根募金への呼びかけを広く行った。

集まった募金を核として環境・生態系維持・保全活動等調査事業及び海浜清掃活動支援事業の実施に充当した。

#### イ なぎさの環境基金募金への呼びかけ

海洋生物のゆりかごとして機能している豊かな海岸域の環境保全活動を促進することを目的として、全国漁業協同組合連合会と協力し、次世代の環境保全を担う人材の育成と沿岸域の環境保全を目指す団体などが実施するプロジェクトを助成することを目指すために必要な資金を捻出するための「なぎさの環境基金」に

対し、広く民間企業、水産関係団体、個人、商工会及びNPO等へ募金をお願いした。集まった募金は、環境・生態系保全活動支援事業の実施に充てた。

## <油濁対策関連事業>

### 1 漁業被害救済事業

平成23年度(4~3月)の漁場油濁事故のうち、漁業被害救済事業の対象となる油濁被害はなかった。

### 2 防除・清掃事業

平成23年度(1~12月)に防除・清掃事業の対象となった事故は1件で、防除費用等の認定のため中央審査会を開催し、慎重審議を行った。この審査結果を受け1件の防除費の額を認定し、被害漁業者に対して約13万円の防除費の支弁を行った。これは前年度に比べて、件数では1件の減少、金額で87万円の減少であった。発生時期は7月で海域は、山口県下関市であり、この漁場油濁事故に対し、漁業者等が沿岸漁場の磯根資源、養殖漁場等への被害を未然に防止又は軽減するため、海岸での漂着油の清掃、回収及び回収された油等の処理等を行うための防除・清掃事業を実施した。

### 3 特定防除事業

平成23年度(1~12月)には特定防除事業の対象となる漁場油濁事故はなかった。

### 4 油濁被害防止対策事業

油濁被害の未然防止や被害を最小限に食い止めることを目的として、これらに関する調査研究及び漁業者等への指導等を引き続き実施した。漁業者等への指導等については、漁場油濁汚染防止対策・指導者養成事業及び漁場油濁被害対策専門家派遣事業を実施した。

漁場油濁対策専門家派遣事業の実施については、学識経験者で構成する検討委員会等を設置して事業実施計画、実施結果等、事業全般について広範、かつ、専門的見地から検討を行った。

#### ア 漁場油濁汚染防止対策・指導者養成事業

漁場油濁事故の被害未然防止や被害を最小限に食い止めるためには、地域の漁業者が事故現場で速やかに対処することが極めて重要であることから、油汚染防除に対処する現場の指導者を養成することを目的として、現場における実技指導等を含め、油流出事故等に

対処するため必要な基本的知識及び対応策について油汚染防除指導者養成講習会として、岡山県玉野市、広島県尾道市、沖縄県石垣市・那覇市、北海道雄武町・長万部町及び斜里町、新潟県佐渡市、富山県伏木町並びに石川県穴水町の各地で10回の地方講習会を、東京で中央講習会1回をそれぞれ開催した。

また、油防除作業の基礎知識を普及させるため、パンフレット、ビデオ、油防除マニュアル及び油濁情報(旧名:油濁基金だより)を活用し、油防除対応策の普及に努めた。

#### イ 漁場油濁被害対策専門家派遣事業

油濁被害の拡大を防止するための初期における漁業者の的確な対応を確保するため、防除作業等の専門家2名を漁場油濁被害対策専門家(以下「専門家」という)として委嘱し、漁業者に対し初期防除の指導を行っている。

本年度は、宮城県気仙沼市に油流出事故の対応について、計1回専門家を派遣し、指導を行った。

また、専門家が現地で漁業への影響について判断するため、漁業権の更新情報を取り入れた漁業影響情報図の整備を引き続き行った。

### 5 防除費等配分状況の検査

防除・清掃事業等の円滑・適正な推進に資するため、前年度に支払われた防除費の交付金が申請者である漁協において被害漁業者に迅速かつ適切に配分されたかについて検査を行うものであるが、平成23年度においては、検査対象がなかった。

### 6 事業評価について

当機構は、事業の円滑・適正な推進を図るため、前年度に引続き、平成23年度においても、4名の評価員に事業の評価を依頼し、当該評価結果を参考として事業の自己評価を実施した。

## <その他>

### 1 合併

管理運営にかかる経費の削減と財務基盤の強化を図るため、所要の手続きを経て、類似の海洋環境関連事業を実施する(旧)漁場油濁被害救済基金と(旧)海と渚環境美化推進機構が合併(平成23.10.4登記)し、新たに(財)海と渚環境美化・油濁対策機構として業務を開始した。

## 2 公益法人への移行の検討

公益法人制度改革関連三法の施行により、当機構は、新しい法人制度に基づく法人への移行を目指し種々検討を行い、平成24年3月2日開催の第2回理事会及び評議員会において、平成24年10月をめどに公益財団法人への移行の認定申請を行うとの基本方針と最初の評議員の選任方法が承認された。

## 3 広報活動等の取り組み

当機構の会員を対象とする機関誌を発行し、当機構

の活動状況、全国各地の海浜等清掃活動等の状況を紹介し、海と渚の環境美化活動の積極的な推進の普及・啓発を図るとともに、会員以外も視野に入れ、当機構のインターネットのホームページを利用して、現地からの海浜清掃の報告、業務内容の紹介を行う等により、広く環境美化等の啓発普及に努めた。

また、当機構への会員勧誘については、我が国の経済社会情勢が昨年3月の大震災及び世界的な不況の影響を反映して、極めて厳しい環境下に置かれているが、引き続き、加入促進を図った。

## 中央漁場油濁被害等認定審査会委員について

現在の標記委員は下記の方々です。

氏名	所属
田和 健次	石油連盟 技術環境安全部長
寺島 清孝	(一社) 日本鉄鋼連盟 技術環境本部長
尾崎 誠	全国内航タンカー海運組合 常務理事
齋藤 顕彦	(一社) 日本船主協会 総務部課長
中森 光征	(一社) 全国まき網漁業協会 専務理事
大森 敏弘	全国漁業協同組合連合会 参事役
清水 聡	全国海苔貝類漁業協同組合連合会 漁政総務部長
濱田 研一	全国漁業共済組合連合会 常務理事
成田 健治	弁護士
中村 哲朗	弁護士
笠 浩久	弁護士
加藤 哲	日本船主責任相互保険組合 損害調査部第3グループリーダー

(任期は平成23年7月1日から平成25年6月30日まで)

# 労務費及び漁船用船費について

防除・清掃作業に従事した場合の費用の支弁額について、労務費及び漁船用船費支弁額の上限を次の通りとします。

## 1. 労務費（1時間あたり）

	平成 23 年度	平成 24 年度
労 務 費	1,100 円	同 左

なお、著しい危険もしくは汚染を伴う作業、または高度の技能もしくは肉体的労働を要すると認められる作業に係る労務費については、最高1時間あたり110円までの金額をこれに付加し得るものとします。

## 2. 漁船用船費（1日あたり）

	平成 23 年度	平成 24 年度	増 減
1t未満船	23,200 円	同 左	
1t～3t未満船	29,000 円	同 左	
3t～5t未満船	46,800 円	同 左	
5t以上船	78,100 円	同 左	

（4時間以下は半額）

## お 知 ら せ

### 油濁情報 No.1 (2012 年新年号) の記事の一部訂正について

前回お送り致しました標記冊子の記事の一部を下記のように訂正いただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

場 所	8 ページの表 1 の No.9 の人命数	
正 誤	正	誤
	「2」	「33」

## 官庁人事異動

### (油濁対策関係)

■ 所属	■ 発令年月日	■ 職 名	■ 新任者	■ 前任者
水産庁	H 24. 4. 1	増殖推進部漁場資源課 漁場保全指導班 課長補佐	永田 博之	宮川 由一
国土交通省	H 24. 4. 1	国土交通省海事局総務課 課長補佐	矢澤 和也	今元 順一
国土交通省	H 24. 4. 1	国土交通省海事局総務課 調整係	関根 慶之	伊藤 健一
水産庁	H 24. 7. 4	増殖推進部漁場資源課長	長谷 成人	内海 和彦

### (環境美化関係)

■ 所属	■ 発令年月日	■ 職 名	■ 新任者	■ 前任者
水産庁	H 24. 4. 1	増殖推進部漁場資源課 生態系保全室海洋保全班 管理係	佐藤 翔太	中山 洋輔
水産庁	H 24. 5. 1	増殖推進部漁場資源課 生態系保全室海洋保全班 課長補佐	松田 竜太	束原 茂
水産庁	H 24. 7. 16	増殖推進部漁場資源課 漁場保全調整班 課長補佐	宇津 勝弘	盛 高明

## 役員・評議員の交代

### (理 事)

■ 就任年月日	■ 新任者	■ 前任者
H 24. 6. 1	渥美 雅也	中澤 齊彬

### (評議員)

■ 就任年月日	■ 新任者	■ 前任者
H 24. 6. 1	田嶋 章二	安住 宣孝
H 24. 6. 1	清水 正夫	塩野 健



平成24年7月12日（木）北海道留萌市にある北海道留萌振興局2階講堂で留萌管内沿岸排出油等防除協議会主催で当機構共催の排出油等防除協議会勉強会を行いました。道市町村職員、漁協関係者等、受講者数は45名です。講義および水槽実験実施後、薄い油膜の場合は、油処理剤の使用を考えるよりも、航行拡散や放水拡散を利用することが適切との説明を行った。

#### 編集後記

- ◎ 今回は、大規模石油災害対応体制整備事業について、石油連盟基盤整備・油濁対策部長逸見行男様にご執筆いただきました。石油連盟様において行われている事業で、資機材の貸出しや効果的な流出油処理技術の研究開発、国際会議を行い油濁対策の専門家を招聘して情報・意見交換を行う等、大規模石油災害対応体制整備事業を「資機材整備事業」、「調査研究事業」、「国際会議等開催事業」の3つの事業に分けて書かれた内容の記事となっております。
- ◎ 北海道における油濁事故発生時の組織的対応体制について、北海道漁業環境保全対策本部事務局長石川清様にご執筆いただきました。北海道における環境汚染に対し北海道漁業環境保全対策本部様ではどのような対応を取っているのかが書かれています。海洋汚染は内陸とも深く関係しており、漁場環境を守るために山林で植樹活動を行っていることや、サハリンの油田から油が流出した場合における対策としてサハリンエナジー社と交渉を行っていること等、盛りだくさんな内容となっております。
- ◎ また、海上保安庁からは海洋汚染の現状とその防止対策、水産庁からの予算概要も掲載しております。
- ◎ 今年の夏は震災の影響もあり、節電について新たに考え直す良いきっかけになるのではないかと考えております。皆様方のご健康をお祈りし、また、ご執筆いただいた皆様に重ねてお礼申し上げ、編集後記といたします。ありがとうございました。